

行政不服審査法に基づく審査請求

令和5年1月27日

内閣総理大臣 岸田文雄殿

特定非営利活動法人 Tansa

上記代表者 理事長 渡 邊 周

連絡先

【審査請求に係る処分の内容】

令和4年9月26日付けで審査請求人が行った行政文書の開示請求(同月28日受付)について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)第9条第2項の規定に基づき、原宏彰・内閣府大臣官房長が令和4年10月28日付で行った不開示決定(府総第953号)。

不開示理由は「開示請求に係る行政文書を、作成、取得しておらず、保有していないため」とされている。

【審査請求に係る処分があったことを知った年月日】

令和4年11月10日

【審査請求の趣旨及び理由】

本件で審査請求人が開示請求した文書は、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。※府総第924号令和4年9月26日付で開示の実施をした文書(4枚)を除く」である。

以下、不開示理由とされた「文書不存在」が事実と反する根拠を述べ、不開示決定の不当性を説明すると共に、本審査請求に対する厳正な処理を求める。

内閣法制局長官が令和4年8月18日付で審査請求人に開示決定した、令和4年度応接録のうち「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」(内閣法制局一第20号)には、以下の事実が記載されている。

令和4年7月12日～14日にかけて、内閣官房内閣総務官室と内閣府大臣官房総務課が「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬議を閣議決定で行うことについて」、内閣法制局の乗越参事官と森下参事官補に相談した。

この相談の際、内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房総務課の担当者が、内閣法制局の乗越参事官と森下参事官補とのやりとりを記録し行政文書として保有していることは、情報公開法及び公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)の規定から明らかである。

情報公開法は、行政文書について以下のように定めている。

「この法律において『行政文書』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」（同法第4条第2項柱書）

公文書管理法においても行政文書について同様の定義をしており（同法第2条第4項柱書）、第4条で文書の作成を義務付けている。

「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない」

文書の作成義務がある「次に掲げる事項」は5項目あるが、閣議決定で実施された国葬に関する今回の文書は、第4条の第2号に該当する。

「前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯」

以上から、令和4年7月12日～14日にかけて、内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房総務課が、内閣法制局の乗越参事官と森下参事官補に相談した際のやりとりを記録した行政文書を「作成又は取得しておらず不存在」というのはあり得ない。あり得るとしたら内閣官房内閣総務官室及び内閣府大臣官房総務課が公文書管理法の第4条が定める文書作成義務に違反している場合であるが、これも事案の重大性に鑑みれば想定し難い。

なお、府総第924号令和4年9月26日付で開示された文書4枚は、内閣法制局とのやりとりを記録した文書でない上に、令和4年7月14日付の文書のことである。内閣法制局との協議は同年7月12日と13日も行われたことを付言しておく。

【処分庁の教示】

内閣府大臣官房総務課から、不開示決定に不服の場合は行政不服審査法の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に内閣総理大臣に対して審査請求ができる旨の教示あり。

【審査請求の年月日】

令和5年1月27日